

児童扶養手当など 利用者は年1回の届け出を

子育てを支援する次の制度を利用していただく場合、継続して利用する資格があるか審査するため、年1回の届け出が必要で、届出をしなないと手当や助成を受けられなくなります。対象者は、子育て支援課へ直接届けてください。詳しくは、7月下旬に郵送した書類を参照してください。

児童扶養手当(現況届)

対象 児童扶養手当

(ひとり親家庭の方への手当)を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)▼期間 8月1日～31日▼持ち物 印鑑、手当証書、今年1月2日以降に転入した方は29年度所得課税証明書

特別児童扶養手当(所得状況届)

対象 特別児童扶養手当を受けている方(所得制限での支給停止者を含む)▼期間 8月10日～9月11日



日▼持ち物 印鑑、手当証書、家族全員の個人番号(マイナンバー)が分かるもの、今年1月2日以降に転入した方は29年度所得課税証明書

第10回特別弔慰金 戦没者遺族が請求できます

戦没者などの死亡当時の遺族のうち、27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けられない場合に、遺族の1人に第10回特別弔慰金が支給されます。来年4月2日を過ぎると請求することができなくなりますので、まだ請求手続きをしていない方は注意してください。

請求手続きが済んでいる方

現在、全国的に請求の件数が非常に多く、国債の交付にかなりの時間がかかっている状況です。交付までに1年半以上を要する場合があります。国債の交付準備が整い次第、案内を送付しますので、しばらくお待ちください。

圏福祉総務課 ☎70・5613。

市医師会医療機関の臨時休診 (8月) 圏保健医療センター ☎77・1133。

医療機関名	臨時休診日	医療機関名	臨時休診日
かしわぎクリニック	14日(月)・15日(火)	おかもと小児科	4日(金) 21日(月)～25日(金)
あやせ耳鼻咽喉科	14日(月)～16日(水)	市川医院	14日(月)・15日(火) 23日(水)～26日(土)
さとうこどもクリニック	10日(木)～17日(木)	菅原医院	14日(月)～17日(木)
茂木産婦人科医院	未定	あやせ整形外科・眼科	9日(水)午後～18日(金)
紀医院	10日(木)～19日(土)	ただだこどもクリニック	未定
比留川医院	14日(月)～19日(土)	あやせ訪問クリニック	4日(金)～10日(木)
共ヶ岡診療所	17日(木)～24日(木)	吉崎医院	14日(月)～16日(水) 9月1日(金)・2日(土)
あやせ眼科	未定	矢崎胃腸外科	12日(土)～15日(火)
佐々木クリニック	12日(土) 21日(月)～24日(木)	島田外科・内科	10日(木)～16日(水)

※11日(金)は祝日のため、各医療機関の休診日です
※詳細は、各医療機関にお問い合わせください

開かれた市政を推進

情報公開・個人情報保護制度

情報公開制度

行政活動の透明性を高め、開かれた市政を推進するため、市が保有する行政情報(個人情報などを除く文書他)を請求に応じて公開しています。

件、選挙管理委員会5件)で、公開は26件(うち一部

ひとり親家庭等医療証(現況届)

対象 ひとり親家庭等

ひとり親家庭等医療証(現況届)

対象 ひとり親家庭等

個人情報保護制度

対象 個人情報保護制度

公開11件)、不存在が6件でした。

市役所2階情報公開コーナーでは、行政資料の閲覧、市刊行物の有償頒布を行っているの、利用してください。

個人情報保護制度

個人の権利利益を保護し、公正で民主的な市政を推進するため、市が保有す

個人情報保護制度

対象 個人情報保護制度

る個人情報の取り扱いについて具体的なルールを定めています。これにより、市が保有する自分の個人情報(開示、訂正、利用停止)の請求することができます。

件(うち一部開示3件)、不存在が4件でした。訂正、利用停止の請求はありませんでした。今後も個人情報保護の適正な取り扱いを徹底していきます。

3. 圏文書法務課 ☎70・56

相談の名称 (相談無料)	日時 (祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など	問い合わせ
法律相談 (弁護士)	毎週水曜日13時～16時30分 (予約は前週の相談日8時30分前)	市民課 ☎70・5605
夜間法律相談 (弁護士)	10日・24日の各木曜日18時～20時30分 (予約は前週の木曜日8時30分前)	
司法書士相談 (司法書士)	15日(火)13時～16時。不動産登記、成年後見人の手続きなどに関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分前)	
行政書士相談 (行政書士)	7日(月)13時～16時。官公庁に提出する書類作成に関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分前)	
不動産相談 (専門相談員)	21日(月)13時～16時。不動産に関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分前)	
子育て相談 (専門相談員)	毎週月～金曜日9時15分～12時15分・13時～17時。子育ての悩み、児童虐待について (電話可)	子育て支援課 ☎70・5664
ひとり親家庭の相談 (母子・父子自立支援員)	毎週火・木・金曜日9時15分～12時15分・13時～17時。暮らし、子ども、就職、福祉資金貸し付けなど	障がい福祉課 ☎70・5623
障がい児者相談 (専門相談員)	毎週月～金曜日10時～15時。障がい児者の生活全般について	保健医療センター ☎77・1133
障がい者就労相談 (専門相談員)	毎週火曜日10時～15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など	
成人健康相談	2日(水)・29日(火)9時30分～11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり	保健医療センター ☎77・1133
保健師による心の健康相談	3日(木)10時～11時30分。心の健康相談	
聴覚相談	3日(木)9時～11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象	高齢介護課 ☎70・5633
シニアあったか相談 (専門相談員)	毎週月～金曜日8時30分～17時。1人暮らし高齢者の心配事などについて	
DV専門相談 (専門相談員)	毎週月～金曜日13時～17時。配偶者などからの暴力について	市民課 ☎70・5605
行政相談 (行政相談委員)	14日(月)13時～16時。国などの行政に関する意見や苦情	
人権身上相談 (人権擁護委員)	14日(月)13時～16時、304会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など	子育て支援課 ☎70・5615
保育入所相談 (保育コンシェルジュ)	毎週月～金曜日9時～12時15分・13時～16時。保育所ほか子どもの預け先など	
いきいき健康・食事相談	毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。健康・栄養・酒害相談など	保健医療センター ☎77・1133
高齢者ヘルスアップ相談	7日(月)10時～11時30分、高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談	
消費生活相談 (専門相談員)	毎週月・火・木・金曜日10時～12時・13時～16時。訪問販売・商品のトラブルなど (電話可)	消費生活センター ☎70・3335
教育相談	毎週月～金曜日8時30分～17時。子どもの教育・生活に関する心配事、悩みなど	教育研究所 ☎79・0222
青少年相談 (☎wm.77830@city.ayasekanagawa.jpでも可)	毎週月～金曜日9時～17時。子ども・若者(中学卒業～29歳)の悩み、非行、ひきこもりなど	青少年相談室 ☎77・7830
こどもなんでも相談	毎週月～金曜日8時30分～17時。心身に障がいのある乳幼児について	もみの木園 ☎76・6770